

浜松市条例第18号

浜松市食品衛生法の施行に関する条例の一部を改正する条例

浜松市食品衛生法の施行に関する条例（平成12年浜松市条例第55号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（管理運営基準）</u></p> <p><u>第2条 法第50条第2項（法第62条第1項において準用する場合を含む。）に規定する公衆衛生上講ずべき措置に関して必要な基準（以下「管理運営基準」という。）は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p><u>2 市長は、土地の状況、営業の形態その他特別の理由により管理運営基準により難いと認める場合は、公衆衛生上支障のない限り、その基準をしんしゃくすることができる。</u></p> <p><u>3 法第50条第3項（法第62条第1項において準用する場合を含む。）に規定する営業者は、危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いて衛生管理を行うよう努めなければならない。この場合において、別表第2に定める基準に適合している当該営業者に対する第1項の規定の適用については、同項中「別表第1」とあるのは、「別表第2」とする。</u></p> <p>（許可営業以外の営業の届出）</p> <p>第4条 政令第35条各号に掲げる営業以外の営業で別表第3に規定するものを開始した者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p><u>第2条 削除</u></p> <p>（許可営業以外の営業の届出）</p> <p>第4条 政令第35条各号に掲げる営業以外の営業で別表に規定するものを開始した者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。
別表第1及び別表第2を削り、別表第3を別表とする。

附 則

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第5条の規定の適用がある場合においては、改正前の第2条並びに別表第1及び別表第2の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第1項中「法第50条第2項（法第62条第1項において準用する場合を含む。）」とあるのは「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第3条に規定する旧食品衛生法（第3項において「旧法」という。）第50条第2項」と、同条第3項中「法第50条第3項（法第62条第1項において準用する場合を含む。）」とあるのは「旧法第50条第3項」と、改正前の別表第1中「営業（法第62条第1項に規定するおもちゃを製造し、輸入し、又は販売する業を含む。）」とあるのは「営業」と、「容器包装及びおもちゃ」とあるのは「及び容器包装」と、改正前の別表第2中「営業（法第62条第1項に規定するおもちゃを製造し、輸入し、又は販売する業を含む。）」とあるのは「営業」とする。